

入院基本料・施設基準等 院内掲示

当病院は厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第72号）に基づく保険医療機関です。

- ・ 保険医療指定機関
- ・ 労働災害保険指定医療機関
- ・ 生活保護指定医療機関
- ・ 救急指定病院
- ・ 結核予防法指定医療機関
- ・ 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関
- ・ 指定自立支援医療機関（更生医療・腎臓）
- ・ 母体保護法設備指定医療機関

許可病床数 199 床

- 一般病棟 1 棟 51 床

急性期一般入院料 5（平均在院日数 21 日以内）急性期看護補助体制加算（急性期看護補助体制：50 対 1）

- 障害者施設等一般病棟 3 棟 143 床

13 対 1 入院基本料・看護補助加算 2(50:1)

うち、地域包括ケア入院医療管理料 1 38 床

【当病院における看護・看護補助の勤務体制について】

1. 6 階の障害者施設等一般病棟では、平均して入院患者の方 13 名に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）と 50 名に対して 1 人以上の看護補助者を配置して、皆様の看護にあたっております。
また、6 階病棟では 1 日 5 名以上の看護職員が勤務しており、日勤帯では看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 7 名以内、夜勤帯では 9 名以内の配置を行っています。

〔(障害入院) 第 450 号・平成 27 年 4 月 1 日 (看補) 第 2723 号 令和 4 年 4 月 1 日

(特施) 第 303 号・平成 27 年 4 月 1 日〕

5 階の一般病棟では、平均して入院患者の方 10 名に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）と 50 名に対して 1 人以上の看護補助者を配置して、皆様の看護にあたっております。

また、5 階病棟では 1 日 12 名以上の看護職員が勤務しており、日勤帯では看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 4 名以内、夜勤帯では 19 名以内の配置を行っています。

〔(一般入院) 第 3655 号・令和 6 年 10 月 1 日 (急性看補) 第 654 号・令和 4 年 12 月 1 日〕

4 階の障害者施設等一般病棟及び地域包括ケア病床では、入院患者の方 13 名に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）と 50 名に対して 1 人以上の看護補助者を配置して、皆様の看護にあたっております。

また、4 階病棟では、1 日 12 名以上の看護職員が勤務しており、看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は日勤帯で 6 名以内、夜勤帯では 26 名以内の配置を行っております。

〔(障害入院) 第 450 号・平成 27 年 4 月 1 日 (看補) 第 2723 号 令和 4 年 4 月 1 日

(特施) 第 303 号・平成 27 年 4 月 1 日〕〔(地包ケア 1) 第 208 号・令和 4 年 10 月 1 日〕

3 階の障害者施設等一般病棟では、平均して入院患者の方 13 名に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）が勤務と入院患者の方 50 名に対して 1 人以上の看護補助者を配置して、看護にあたっております。

また 3 階病棟では、1 日 14 名以上の看護職員が勤務しており、日勤帯では看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 5 名以内、夜勤帯では 29 名以内の配置を行なっております。

〔(障害入院) 第 450 号・平成 27 年 4 月 1 日 (看補) 第 2723 号 令和 4 年 4 月 1 日

(特施) 第 320 号・平成 27 年 4 月 1 日〕

2. 当病院では原則としてご家族の付き添いをお断りしております。どうしても付き添いを希望されますご家族の方につきましては、受付窓口または看護師詰所（ナースステーション）までお申し出下さい。院内の基準に基づき主治医が付き添いの可否を判断してお知らせ致します。

【施設基準】

当病院では厚生労働大臣の定める以下の施設基準の適合病院として近畿厚生局京都事務所に届出を行い、当該施設基準に係る医療の提供にあたっています。

○急性期一般入院料 5	(一般入院) 第 3 6 5 5 号	令和 6 年 1 0 月 1 日
○5 0 対 1 急性期看護補助体制加算	(急性看補) 第 7 4 1 号	令和 6 年 6 月 1 日
○夜間 5 0 対 1 急性期看護補助体制加算		
○夜間看護体制加算		
○看護補助体制充実加算 1		
○救急医療管理加算	(救急医療) 第 4 9 号	令和 2 年 4 月 1 日
○地域包括ケア入院医療管理料 1	(地包ケア 1) 第 2 0 8 号	令和 6 年 1 0 月 1 日
○障害者施設等入院基本料(1 3 対 1)	(障害入院) 第 4 5 0 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○特殊疾患入院施設管理加算	(特施) 第 3 2 0 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○看護補助加算 2	(看補) 第 2 7 7 1 号	令和 6 年 6 月 1 日
○栄養サポートチーム加算	(栄養チ) 第 8 1 号	令和 5 年 1 0 月 1 日
○医療安全対策加算 2	(医療安全 2) 第 1 6 0 号	平成 3 0 年 4 月 1 日
○医療安全対策地域連携加算 2		
○感染対策向上加算 2	(感染対策 2) 第 5 8 号	令和 6 年 8 月 1 日
○連携強化加算		
○サーベイランス強化加算		
○医師事務作業補助加算 2(1 0 0 対 1 補助体制加算)	(医師事務) 第 2 8 9 号	令和 7 年 4 月 1 日
○入退院支援加算 1	(入退支) 第 5 0 5 号	令和 6 年 1 0 月 1 日
○入院時支援加算		
○入院時食事療養・生活療養	(食) 第 1 3 7 0 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○看護職員処遇改善評価料 2 6	(看処遇 2 6) 第 1 号	令和 6 年 4 月 1 日
○がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼) 第 1 6 1 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第 4 1 4 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○がん治療連携指導料	(がん指) 第 1 5 5 0 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○薬剤管理指導料	(薬) 第 3 5 7 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○在宅時医学総合管理料	(在医総管) 第 1 0 7 8 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	(ペ) 第 1 6 9 号	令和 4 年 7 月 1 日
○HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	(HPV) 第 1 7 8 号	平成 2 8 年 4 月 1 日
○CT 撮影及び MRI 撮影	(C・M) 第 7 9 8 号	令和 5 年 1 2 月 1 日
○無菌製剤処理料	(菌) 第 1 6 7 号	平成 2 7 年 1 2 月 1 日
○脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	(脳Ⅱ) 第 3 2 3 号	令和 6 年 4 月 1 日
○運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	(運Ⅰ) 第 2 8 7 号	平成 2 8 年 8 月 1 日
○呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	(呼Ⅰ) 第 2 3 8 号	平成 2 8 年 8 月 1 日
○医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術	(胃瘻造) 第 8 8 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○外来リハビリテーション診療料	(リハ診) 第 7 7 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
○後発医薬品使用体制加算 1	(後発使 1) 第 1 1 0 号	令和 4 年 4 月 1 日
○医療機器安全管理料 1	(機安 1) 第 8 5 号	平成 2 9 年 2 月 1 日
○診療録管理体制加算 3	(診療録 2) 第 1 2 8 号	平成 2 9 年 2 月 1 日
○データ提出加算 1 ロ(2 0 0 床未満)	(データ提) 第 1 7 8 号	平成 3 0 年 4 月 1 日
○認知症ケア加算 2	(認ケア) 第 2 7 1 号	令和 3 年 9 月 1 日
○せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア) 第 6 5 号	令和 3 年 9 月 1 日
○人工腎臓 1	(人工腎臓) 第 6 7 号	平成 3 0 年 4 月 1 日
○導入期加算 1	(導入 1) 第 3 5 号	平成 3 0 年 4 月 1 日
○婦人科特定疾患治療管理料	(婦特管) 第 4 8 号	令和 2 年 4 月 1 日
○在宅療養支援病院	(支援病 3) 第 6 7 号	令和 5 年 4 月 1 日
○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	(外在ベⅠ) 第 4 4 7 号	令和 6 年 6 月 1 日
○入院ベースアップ評価料 3 3	(入ベ 3 3) 第 3 号	令和 6 年 6 月 1 日
○協力対象施設入所者入院加算	(協力施設) 第 2 9 号	令和 7 年 6 月 1 日
○機能強化加算	(機能強化) 第 1 1 1 1 号	令和 7 年 7 月 1 日
○下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢) 第 8 3 号	令和 7 年 7 月 1 日
○救急搬送看護体制加算 2	(救搬看体) 第 8 1 号	令和 7 年 1 0 月 1 日
○酸素単価		

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む）

に掲げる手術の施設基準】

（令和6年実績）

「区分1に分類される手術」

○頭蓋内腫瘍摘出術	0件
○黄斑下手術等	0件
○鼓室形成手術等	0件
○肺悪性腫瘍手術等	0件
○経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

「区分3に分類される手術」

○上顎骨形成術等	0件
○上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
○バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
○母指化手術等	0件
○内反足手術等	0件
○食道切除再建術等	0件
○同種死体腎移植術等	0件

「その他の区分に分類される手術」

○人工関節置換術	2件
○乳児外科施設基準対象手術	0件
○ペースメーカー移植術及び交換術	0件
○冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	0件

「区分2に分類される手術」

○靱帯断裂形成手術等	0件
○水頭症手術等	0件
○鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
○尿道形成手術等	0件
○角膜移植術	0件
○肝切除術	0件
○子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件

「区分4に分類される手術」

○腹腔鏡下胆嚢摘出術	0件
○腹腔鏡下結腸切除術	0件
○腹腔鏡下腸閉鎖症術	0件
○腹腔鏡下直腸切除・切断術	0件

○経皮的冠動脈形成術	0件
○経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
○経皮的冠動脈ステント留置術	0件

【後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用及び一般名処方、長期収載品の選定療養について】

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的な採用を図るとともに、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、安定供給に向けて取り組みを行っております。

医薬品の供給不足等が発生した場合に治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります。また、後発医薬品のある医薬品についても薬剤の有効成分をもとに記載した一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品が供給不足の場合でも必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

【退院支援について】

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活が継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。各病棟の退院支援担当者は下記のとおりです。

渡邊 巧真	専従	社会福祉士	北村 真喜	外来専任	看護師
刈谷 朱里	専任	社会福祉士	山本 祐子	3階病棟 専任	看護師
富岡 紗也香	専任	社会福祉士	大木 弥生	4階病棟 専任	看護師
田村 麻帆	専任	社会福祉士	境田 圭子	5階病棟 専任	看護師
宮脇 孝	専任	相談員	西脇 麻紀	5階病棟 専任	看護師
長野 涼子	専任	相談員	清水 聡子	6階病棟 専任	看護師
園 麻美	専任	看護師			

【禁煙外来について】

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝い出来るよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は主治医又は受付までお申し出ください。

【入院中の食事について】

1. 当病院は、厚生労働省の定める入院時食事療養(I)に関する基準の適合病院であり、近畿厚生局京都事務所に特別管理給食の届出を行い、病院給食の質の向上に努めております。((食)第1370号・平成27年4月1日)
2. 患者の皆様にご提供のお食事は、その病状に応じて医師及び管理栄養士が管理にあたり、配膳については適時(夕食は6時以降)に行い、また適温給食の提供を心掛けております。
3. 3階4階5階6階では、入院中の食事費用については患者一部負担金といたしまして、1食につき510円をご負担いただくことになります。

【特別の療養環境の提供(室料差額)について】

当病院は、健康保険法に定める特定療養費の規定に基づいた療養環境の向上に努めております。以下の病室への入室を希望されます場合については1日につき別途規定の料金をご負担いただくことになります。

なお、主治医が治療上必要と認めた場合や院内感染防止の為など、病院の都合により差額室に入室された場合には差額室料は頂いておりません。

◇ 個室(306・307・308・310)	1日につき	7,700円(税込)
◇ 個室(303・305・406・407・416・417・505)	1日につき	6,600円(税込)
◇ 2人室(405・507)	1日につき	3,300円(税込)

【180日を超えた日以後の入院に係る療養費の負担について】

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除いて別途料金が必要となります。

◇5階 1日につき2,394円(税込)

保険証を持っておられて当院に90日を超えて入院されている方等で金額が異なります。詳細につきましては、遠慮なく受付、入院担当までお申し出ください。

【保険外負担】

当病院では以下の日常生活品及びサービスの提供について、その利用品目や利用回数に応じた実費をご負担していただくことになります。

品 目	金額(税込)	
支払証明書	1,650円	1通につき
院内診断書	3,300円	1通につき
生命保険関係書類	6,600円	1通につき
死亡診断書	7,700円	1通につき
身体障害関係書類	6,600円	1通につき
年金診断書類	7,700円	1通につき
診察券(再発行)	220円	1枚につき
寝巻き	2,750円	1枚につき
エンゼルセット(死後処置)	11,000円	1回につき
妊娠反応	2,750円	1回につき
イヤホン	110円	1個につき

○その他、詳細につきましては、遠慮なく受付、入院担当にお尋ねください。

令和7年10月

社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院 病院長